



静岡県認定農業者メールマガジン第391号(荒廃農地再生・集積促進事業のご案内)

メール 農業ビジネス課 宛先: 000ダミー

2019/08/22 17:34

送信者: 田淵 貴久1

Bcc: mailKA0000105405

このメールの返信先: メール農業ビジネス課

静岡県認定農業者メールマガジン  
「認定マガジン」第391号

令和元年8月22日発行

静岡県の認定農業者のみならず、こんにちは。

今回は、荒廃農地再生・集積促進事業について、お知らせします。

荒廃農地を利用する際の再生コスト等のリスクを軽減し、  
荒廃農地のさらなる活用を促進するとともに、意欲的な  
農業者の経営発展を支援します！

●補助対象者

認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、  
人・農地プランに位置付けられた中心経営体

●事業要件

- 1 所有権の移転または農地中間管理事業によって  
権利移転した農地であること
- 2 総事業費が200万円未満であること
- 3 事業実施後5年間以上耕作すること

●補助対象経費

- 1 再生作業  
農地の障害物除去、深耕、整地、これらと併せて行う  
土壌改良
- 2 1と附带して行う施設補完整備  
農業用排水施設整備、農道等の新設、廃止又は変更、  
暗きょ排水の新設又は変更、客土、廃棄物処理、農用地  
の保全、農業体験施設整備

●補助率

- 1 再生作業  
県: 1/2以内、市町: 1/2以内
- 2 施設補完整備  
県: 1/4以内、市町: 1/4以内  
(農業用排水施設整備のみ、県: 1/2以内、市町: 1/2以内)

●事業内容及び募集期間に関する問合せ先

最寄の市町及び県農林事務所に御相談ください。

認定マガジン第391号はいかがだったでしょうか。  
これからも、皆さんが楽しめ、参考になる記事を配信して  
いきたいと思えます。

また、バックナンバーも県ホームページに掲載しています。  
<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-320/nougyo/ninteinougyousya.html>

○今後配信の必要のない方は、お手数ですが下記宛に配信停  
止のご連絡をお願いします。  
その際は『認定マガジン』の配信停止である旨、ご記載願います。

○メールアドレスの変更等の場合は、認定マガジン配信先の  
変更希望と記載の上、新メールアドレス、旧メールアドレス、

お名前を下記までお知らせ下さい。

静岡県 経済産業部 農業ビジネス課 担い手育成班  
E-mail [nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp)  
TEL 054-221-2754  
FAX 054-221-3688

---

---